

島牧村再生可能エネルギー推進協議会規約 新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>（事務所） 第 2 条 協議会の事務所は、北海道島牧村企画産業課内に置く。</p> <p>（事務局） 第 13 条 協議会の業務を執行するため、事務局を置く。 2 事務局に事務局長を置き、島牧村企画産業課長の職にある者をもって充てる。</p> <p>附 則 この規約は、令和 5 年 3 月 7 日から施行する。 <u>この規約は、令和 年 月 日から施行する。</u></p>	<p>（事務所） 第 2 条 協議会の事務所は、北海道島牧村企画 ____ 課内に置く。</p> <p>（事務局） 第 13 条 協議会の業務を執行するため、事務局を置く。 2 事務局に事務局長を置き、島牧村企画 ____ 課長の職にある者をもって充てる。</p> <p>附 則 この規約は、令和 5 年 3 月 7 日から施行する。</p> <hr/>